

こどもの意見表明コーディネート事業に係る委託業務公募型プロポーザル
に係る質問と回答

質問 1	7月2日開催予定の審査会において、パワーポイントの使用は可能でしょうか。
(回答)	調達公告9(3)に記載のとおり、審査会で使用する資料は、提出期限までに提出された企画提案書のみとしているほか、パワーポイントスライドは、こどもの意見表明コーディネート事業に係る委託業務企画提案書作成要領2(2)で示す規格に合致しないため、プレゼンテーションでのパワーポイントの使用は不可とさせていただきます。
質問 2	もしパワーポイントの使用が可能であった場合、6月15日が提出期限である企画提案書等もパワーポイント形式で作成・提出する必要がありますか。それとも、企画提案書等をWord形式で作成・提出し、プレゼンテーションをパワーポイントで行うことができますか(記載内容はWord形式で提出したものと同一)。
(回答)	上記回答の通り、プレゼンテーションでのパワーポイントの使用は想定しておりません。